

各 位

愛媛県企画振興部地域未来創生局
少子化対策・男女参画課長

DV防止啓発に係る研修会への講師派遣事業の実施について（通知）

日頃から、本県の男女共同参画社会づくりの推進に御協力をいただき、感謝申し上げます。

さて、配偶者やパートナー等の親密な関係にある男女間における暴力であるドメスティック・バイオレンス（DV）は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であり、いかなる相手・場合であっても決して許されません。

そこで、DVを早期に発見する可能性の高い医療関係者や社会福祉関係職員等を対象とした研修会に講師を派遣することにより、通報、情報提供、被害者保護についての理解を促進するとともに、地域や職場で行われる研修においても講師を派遣することにより、あらゆる場における県民に向けたDV防止啓発に努めるため、標記事業を実施いたします。

つきましては、当事業の積極的な活用を御検討いただくとともに、会員の皆様へ周知していただきますようお願いいたします。

なお、申込書については、下記のURLに掲載しておりますので、必要事項を記入の上、当課までメールにてお申込みください。

記

【DV防止啓発に係る研修会への講師派遣事業の実施について】

<https://www.pref.ehime.jp/page/7025.html>

（担当）

愛媛県企画振興部地域未来創生局

少子化対策・男女参画課 活躍推進G 佐々木

TEL (089) 912-2332 (係直通)

E-mail shoushikadanjo@pref.ehime.lg.jp

研修会への講師派遣事業実施要領

(趣旨)

第1 この要領は、DV防止啓発に係る地域及び職場における研修に講師を派遣する「研修会への講師派遣事業」の実施に関して、必要な事項を定めるものとする。

(事業の目的)

第2 配偶者やパートナー等の親密な関係にある男女間における暴力であるDVは、男女共同参画社会の実現を阻害する要因の一つであり、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であることから、DVの根絶に向けて、市町や関係団体、企業、NPO等(以下「団体等」という。)との連携を図りながら、地域及び職場における研修に講師を派遣することにより、あらゆる場において県民に向けた意識啓発が進められるよう支援することを目的とする。

(派遣する講師の選定)

第3 派遣する講師は、研修内容及び開催期日、参加者数等を勘案し、愛媛県少子化対策・男女参画課が決定する。

(派遣の申込み等)

第4 講師の派遣を希望する団体等は、原則として研修を開催する2か月前までに、研修会への講師派遣事業申込書(様式第1号)により、愛媛県少子化対策・男女参画課に申し込むものとする。

2 研修の実施に係る施設及び設備の準備等は、すべて団体等において行うものとする。

(派遣の決定及び通知)

第5 派遣の申込みがあったときは、愛媛県少子化対策・男女参画課長が派遣の可否を決定し、派遣する場合にあっては、講師及び日程等の調整を行い、研修会への講師派遣事業実施決定通知書(様式第2号)により、派遣しない場合にあっては、その理由を付して派遣しないことを当該団体等に通知する。

(派遣の要件)

第6 派遣する研修は、次のいずれにも該当するものとする。

- (1) 県内で開催され、参加者が概ね10人以上であること。
- (2) DVの防止啓発を目的とするものであること。

(開催の期日及び時間)

第7 研修を開催する期日及び時間は次のとおりとする。

- (1) 原則として団体等が希望する日とする。ただし、県及び講師等の都合により調整を行う場合がある。
- (2) 研修の時間は、概ね1時間から2時間程度とする。

(費用の負担)

第8 研修に要する費用の負担は、次のとおりとする。

- (1) 研修の開催に要する費用(会場使用料、資料コピー代等)は、団体等の負担とする。
- (2) 講師等の派遣に要する費用(講師謝金又は派遣料、講師旅費)は、愛媛県少子化対策・男女参画課が負担する。

(補則)

第9 この要領に定めるもののほか、本事業の実施に必要な事項については、愛媛県少子化対策・男女参画課長が定める。

附 則

この要領は、令和8年5月20日より施行する。

(様式第1号)

少子化対策・男女参画課行き (shoushikadanjo@pref.ehime.lg.jp)

研修会への講師派遣事業 申込書

年 月 日

愛媛県少子化対策・男女参画課長 様

(代表者名)

DV防止啓発出前講座を実施しますので、次のとおり講師の派遣をお願いします。

団体名			
代表者名			
住 所	〒 ー		
行事等の名称		参加予定人数	人
行事等の概要			
開催方法	<input type="checkbox"/> 対面 <input type="checkbox"/> オンライン		
会場となる場所		設備等	マイク(講師用) 有・無 パソコン(パワーポイント) 有・無 DVDの放映機器 有・無
開催時期	第1希望	令和 年 月 日	時 分 ~ 時 分
	第2希望	令和 年 月 日	時 分 ~ 時 分
希望する講座の内容、その他の要望			
連絡先	担当者職氏名		
	電話番号		
	メールアドレス		

注意事項

- 1 原則として実施予定日の2か月前までにお申し込みください。
- 2 概ね10人以上の方が参加し、DVの防止啓発を目的とする行事が対象です。
- 3 事業実施予算に限りがあるため、全ての申し込みにお応え出来るものではありません。
お早めにお申し込みください。



DV 防止啓発に係る研修会への講師派遣事業の実施について

「DVとは」

DV（ドメスティック・バイオレンス）とは、配偶者や恋人などの親密な関係にある又はあった相手から振られる暴力のことです。DVは、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であり、いかなる相手・場合であっても決して許されません。

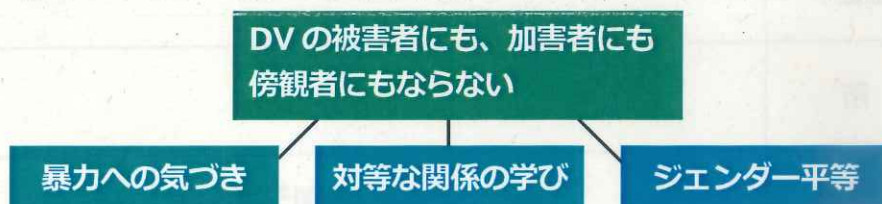
DV防止のための両輪 「防止啓発」と「相談支援」

防止啓発

誰もが「DVの被害者にも加害者にも傍観者にもならない」ようにしていくこと。

3本の柱

「暴力への気づき」「対等な関係の学び」「ジェンダー平等」



県では、地域や職場等において、人権啓発講座を開催する場合に講師を派遣し、DVや性暴力の防止啓発に取り組んでいます。

○研修内容例

内容	講師	時間
<ul style="list-style-type: none"> 家庭の中の人権について考える（DV・虐待・性暴力） <ul style="list-style-type: none"> 幸せに生きる権利 互いが対等な立場で尊重できる関係になる 相談できることを知ろう DVを発見した場合の対応について DV相談の現状と支援について など 	愛媛県男女共同参画センター職員ほか	60分

○会場及び費用

愛媛県内であればどこへでも伺います。会場は、職場や研修施設、近隣の公民館など貴団体でご用意ください。講師派遣にかかる旅費や報償費はかかりません。県が負担します。オンラインでも対応できます。

○事業実施期間

令和8年6月～令和9年2月

※応募締め切り：実施予定日の原則2か月前まで

※事業実施予算に限りがあるため、全ての申し込みにお応え出来るものではありません。お早めにお申し込みください。

○お申込み方法

裏面申込書に必要事項を記載し、メールにより下記までお送りください。

ご不明の点があれば、お気軽に電話でお問合せください。

【申込み先・問合せ先】
 愛媛県企画振興部地域未来創生局少子化対策・男女参画課（担当：佐々木）
 〒790-8570 松山市一番町4丁目4の2
 電話（089）912-2332
 メール shoushikadanjo@pref.ehime.lg.jp

(様式第2号)

第 号
年 月 日

研修会への講師派遣事業 実施決定通知書

様

愛媛県少子化対策・男女参画課長

年 月 日付で申込みのありましたこのことについて、次のとおり講師を派遣します。

行事等の名称	
開催日時	
講座内容等	
会場名	
派遣する講師	
連絡事項 (資料・準備物等)	
県担当者連絡先	